

○国土交通省告示第一四〇三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十七年十二月二日

国土交通大臣 北側 一雄

第1 起業者の名称 中日本高速道路株式会社

第2 事業の種類

- 1 高速自動車国道第一東海自動車道改築工事（海老名北インターチェンジ（仮称）から海老名北ジャンクション（仮称）まで）並びにこれに伴う附帯工事並びに市道及び水道施設に係る通路付替工事
- 2 一級河川相模川水系相模川改修工事（神奈川県海老名市中新田字二番河原から同市中新田字四番河原まで）

第3 起業地

1 第2の1に係る事業

- (1) 収用の部分 神奈川県海老名市中新田字一番河原、字二番河原、字三番河原及び字四番河原並びに社家字業平、字宇治山及び字湘築地内
同県厚木市岡田四丁目及び五丁目地内

- (2) 使用の部分 神奈川県海老名市中新田字二番河原、字三番河原及び字四番河原地内

2 第2の2に係る事業

- (1) 収用の部分 神奈川県海老名市中新田字二番河原、字三番河原及び字四番河原地内
- (2) 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

(1) 第2の1に係る事業

第2の1に係る事業は、神奈川県海老名市中新田字一番河原地内から厚木市岡田三丁目地内までの延長約3.4kmの区間（以下「本件道路事業区間」という。）を全体計画とする「高速自動車国道第一東海自動車道改築工事並びにこれに伴う附帯工事並びに市道及び水道施設に係る通路付替工事」（以下「本件道路事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件道路事業のうち、高速自動車国道第一東海自動車道改築工事（海老名北インターチェンジ（仮称）から海老名北ジャンクション（仮称））（以下「本体工事」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第1号に規定する高速自動車国道に関する事業であり、また、本体工事の施工により遮断される市道の従来の機能を維持する

ための付替工事は、同条第4号の市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

また、本件道路事業に伴い必要となる料金収受施設設置等に係る事業は、法第3条第35号に規定する事業に該当する。

さらに、本体工事の施工により遮断される水道施設に係る通路の従来の機能を維持するための付替工事は、法第3条第35号に規定する事業に該当する。

(2) 第2の2に係る事業

第2の2に係る事業は、神奈川県海老名市中新田字二番河原地内から同市中新田字四番河原地内までの延長約800mの区間（以下「本件河川事業区間」という。）を全体計画とする「一級河川相模川水系相模川改修工事」（以下「本件河川事業」という。）である。

本件河川事業は、河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項の一級河川に関する事業であり、法第3条第2号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。

以上のことから、本件道路事業及び本件河川事業（以下「本件事業」という。）は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

(1) 第2の1に係る事業

本件道路事業区間に係る高速自動車国道（以下「本件高速道路」という。）は、日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）第13条第4項第3号に該当し、同法第27条第1項の規定により事業範囲会社がその新設又は改築を行わなければならないとされているところ、同法第13条第1項の規定により国土交通大臣が定めた基本方針に従い、同法第14条第3項の規定により日本道路公団（同法第15条第1項の規定により解散。以下「公団」という。）が公団業務の中日本高速道路株式会社（以下「中日本会社」という。）への引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する実施計画を作成し、国土交通大臣から認可を受けている。また、同法第24条第1項の規定に基づき、国土交通大臣が暫定協定を定めており、本件高速道路の改築について、同法第27条第2項の規定により中日本会社が道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第3条第1項の規定に基づく国土交通大臣の許可を受けたものとみなされることから、起業者である中日本会社は本件道路事業を施行する権能を有すると認められる。

(2) 第2の2に係る事業

本件河川事業区間は、河川法第9条第2項に基づく指定区間に指定され、神奈川県が河川法施行令（昭和40年政令第14号）第2条により管理を行っている。起業者である中日本会社は、神奈川県知事より河川法第20条の規定に基づく河川工事の承認を得ていることから、本件河川事業を施行する権能を有すると認められる。

以上のことから、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 第2の1に係る事業

イ 得られる公共の利益

高速自動車国道第一東海自動車道（以下「本路線」という。）は、東京都世田谷区を起点とし、神奈川県、静岡県を通過し、愛知県小牧市を終点とする延長約347kmのわが国随一の高速自動車国道である。

本路線が通過する神奈川県央・湘南都市圏（以下「当該地域」という。）は、東京都心近郊という恵まれた地理的条件から首都圏のベッドタウンの性格を有し、人口は年々増加傾向にあり、また、産業や学術研究機関が集積しているなど首都圏においても重要な役割を担っている。

当該地域における本路線には、主なインターチェンジ（以下「I C」という。）として厚木I Cが存するが、一般国道271号（一般有料道路「小田原厚木道路」と接続するなど自動車交通の要所となっていることから慢性的な交通渋滞が発生し、特に厚木I C出口から始まる渋滞長は本路線の本線部までおよび、本線交通に重大な支障をきたしている。平成11年度道路交通センサスによると厚木I Cの出入り交通量は約76,300台/日、平成15年起業者調査によると、名古屋方面からの車両に伴う厚木I Cからの渋滞長は、年平均4.1kmとなっている。

また、厚木I Cの連結施設である一般国道129号や同246号は、厚木市を含む周辺地域のI Cが厚木I Cしかなく、これを利用する車両が流入し、幹線交通とあいまって随所で交通渋滞が発生している。平成11年度道路交通センサスによると一般国道246号の厚木市栄町一丁目において82,365台/日、混雑度1.45となっている。さらに、平成16年1月の起業者調査によると厚木市恩名地内の一般国道129号が同246号にT字で接続する文化会館前交差点において、同交差点を先頭に約3.6km、一般国道246号における同交差点において伊勢原市方面へ約5.6kmの渋滞長が確認されている。

本件道路事業の完成により、一級河川相模川水系相模川（以下「相模川」という。）以東の海老名市等における自動車交通について、新たに設置される海老名北I C（仮称）を利用することが期待されることから、厚木I Cの出入り交通が分散し、さらには一般国道129号及び同246号の交通の分散も図られ、円滑な交通の確保に寄与するものと認められる。なお、本件道路事業は、一般国道468号首都圏中央連絡自動車道の役割を一部担うなど、当該地域における高速交通ネットワークへのアクセス機能の強化も図られるものと認められる。

なお、本件道路事業による生活環境等に及ぼす影響については、本件道路事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、都市計画手続において都市計画決定権者である神奈川県知事が建設省所管事業に係る環境影響評価実施要綱（昭和60年建設省事務次官通知）、神奈川県環境影響評価条例（昭和55年神奈川県条例第36号）等に基づき環境影響評価（計画交通量平成32年。以下「平成6年評価」という。）を実施し、その結果は生活環境に係る項目についていずれも環境基準を満たすものと評価されている。また、本件道路事業の事業認定申請に伴い、起業者は計画交通量（平成42年）の

見直しを行い、平成6年評価の再評価を実施したところ、生活環境に係る全ての項目について環境基準を満たすものと評価されている。

したがって、本件道路事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

ロ 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査によると、本件道路事業区間内の土地には、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物、文化財等は見受けられない。

したがって、本件道路事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ハ 事業計画の合理性

本件道路事業は、厚木 I C の出入り交通の分散並びに一般国道129号及び同246号の交通の分散による交通渋滞の緩和を主な目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）第1種第2級の規格に基づく4車線の高速自動車国道を建設する事業であり、本件道路事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体道路事業の事業計画は、平成6年6月17日都市計画決定されており、事業計画の基本的内容は、当該都市計画と整合しているものである。

さらに、本体道路工事の施工に伴う市道及び水道施設に係る通路付替工事の事業計画は、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件道路事業の事業計画については、合理的であると認められる。

(2) 第2の2に係る事業

イ 得られる公共の利益

相模川は山梨県の山中湖にその源を発し、相模湾へと流れ込む流域面積1,680km²、流路延長113kmの一級河川であり、そのうち、山梨県と神奈川県の間境から神奈川県寒川市までの延長55.6kmの区間（以下「管理区間」という。）については神奈川県が管理している。管理区間の流域には、相模原市等があるが、都心に隣接し、かつ本路線などの主要幹線道路や J R 東海道本線等の主要鉄道が集中する交通の要所であるため、工業、商業等が集積し、人口も増加傾向にある。

こうした多くの人命、財産等を抱えた相模川流域では、過去においてたびたび河川が氾濫し、特に昭和22年の出水時には死傷者数7名、床上・床下浸水約6,000戸もの被害が発生した。

このような被害を未然に防止するために、基準地点厚木における計画高水流量を7,300m³/秒（年超過確率1/150）とする「相模川水系工事实施基本計画」（昭和49年策定）（以下「工実」という。）が策定され、順次築堤等の整備が進められている状況の下、海老名市中新田地内において本件道路事業が施行されるものであるが、工実に定められた築堤等が未整備である同地内の相模川に本件道路事業の施行に伴う約50本もの橋脚を設置することは、橋脚が円滑な流水を阻害し、河川の安定性を著しく低下させることとなり、ひいては本件道路事業施行地周辺地域の安全性が損なわれることとなる。

このような状況に対処するため、起業者は、本件河川事業区間について平成11年8月に河川法第20条に基づき神奈川県から河川工事に関する承認を受け、築堤による改修工事を行っているものである。

本件河川事業の完成により、本件河川事業区間に係る現況流下能力を損なうことなく、将来施行される河床掘削とあわせて計画高水流量7,300m³/秒を安全に流下させることとなり、海老名市等相模川流域の住民の生命、財産等の安全確保に寄与するものである。

なお、本件河川事業による生活環境等に及ぼす影響については、本件河川事業は環境影響評価法等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、平成15年に河川管理者である神奈川県が、環境影響評価法等に準じて予測・評価を行ったところ、いずれも環境基準を満たすものと評価されている。

したがって、本件河川事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

ロ 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査によると、本件河川事業区間内の土地には、環境省レッドデータブックに絶滅危惧種として掲載されているカワラノギクが確認されたが、起業者は、地元住民等の意見を踏まえ移植を行う等環境保全のために適切な措置を講ずることとしている。なお、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき文化財等は見受けられない。

したがって、本件河川事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ハ 事業計画の合理性

本件河川事業は、相模川の氾濫による浸水被害の軽減を目的として、築堤工事を施工するものであり、本件河川事業の事業計画は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件道路事業の施行に伴い河川区域に設置する50本の橋脚による流水への阻害を考慮し、工実に定める計画高水流量に対応した将来の河川改修工事を見据えた改修方法が検討されており、その結果、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、本件築堤案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件河川事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件道路事業及び本件河川事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益をそれぞれ比較衡量すると、いずれについても得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 第2の1に係る事業

イ 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、厚木ICの出入り交通量が多く、また、それに伴い一般国道129号及び同246号も慢性的に交通渋滞が発生していることから、できるだけ早期

に交通渋滞の緩和を図る必要があると認められる。

また、神奈川県東部地区高速道路網整備促進協議会（会長、神奈川県知事）等より、本件道路事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件道路事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

ロ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件道路事業に係る起業地の範囲は、本件道路事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件道路事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

(2) 第2の2に係る事業

イ 事業を早期に施行する必要性

3(2)で述べたように、本件道路事業の施行に伴い橋脚が約50本設置されることから、本件道路事業の施行とあわせて本件河川事業の施行を行い、現況流下能力の確保を図る必要があるものと認められる。

したがって、本件河川事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

ロ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件河川事業に係る起業地の範囲は、本件河川事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件河川事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件道路事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められ、また、本件河川事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、本件事業は、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 神奈川県厚木市役所及び同県海老名市役所